

第12回「労働団体法 ⑥争議行為」

2022.05.18. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

1.内容：〈論点〉労働協約終了後に規範的効力は存続するか

〈法〉労組法 15 条、鈴蘭交通判決(判例法理)

〈諸説〉協約規範存続、労働契約として存続、不継続

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

①協約の労働条件基準が自動的に労働契約の内容になり、協約終了後も継続すると解する

②組合との交渉を通じて行うことを法的に義務付けられている

2) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①雑賀教授は、純粹順法闘争の法的正当性について結論としてどのように述べているか。

②雑賀教授は、適法な状態を正常と考える立場にたちつつ、事実上行われている状態を正常であるとしても、正常とは言えない状態としてどのような場合をあげているか。

**本日の課題**：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

**\* 遵法闘争の法的正当性**

関連判例：白石宮林署事件・最二小判・昭和 48.3.2.(一斉休暇闘争につき、本件は違うと判断)

**[参考文献]**

日本労働法学会編『現代労働法講座 5 労働争議』(1981年、総合労働研究所)

**[課題提出者数]**    4/13    4/15    4/20    4/22    4/27    4/29    5/06    5/11    5/13    5/18  
                         137    138    140    133    135    128    131    133

**[自己点検]**

1) Reading Assignment に関する設問への解答

2) 自己点検    a) 講義の論点    b) 論点にかかわる法状況    c) 論点についての諸見解

3) 自由記述    a) 講義に関する質問    b) その他

**[次回講義への Reading Assignment]**

次回講義タイトル：「労働団体法のまとめと中間試験」

Reading Assignment：中間試験のためになし